

宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金
専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦に当たっては、別紙の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。
- (2) 推薦締切日
令和8年7月22日(水)
- (3) 推薦書の提出先
宮崎労働局労働基準部賃金室
(宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2階)

推 薦 書

令和 年 月 日

宮 崎 労 働 局 長 殿

推薦者(団体の場合は、事務所の所在地及び代表者の氏名)
住 所

氏 名

宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員の候補者として下記の者について内諾書を添付の上、推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位を全て記入すること）	略 歴

（記入注意）

「現職」欄には、候補者の所属団体が多数ある場合はその所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること